

利用者負担額基準表 ♣0歳児～2歳児クラス♣

R5.10.1現在

各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する世帯等の区分		利用区分		
階層区分	市民税等による定義	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯又は里親である教育・保育給付認定保護者	0	0	
B	A階層を除き、市民税非課税の世帯	0	0	
C	A階層を除き、市民税のうち均等割のみ課税の世帯	2,500	2,400	
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以上の世帯	56,500円未満	4,700	4,600
D2		56,500円以上 63,500円未満	6,200	6,000
D3		63,500円以上 71,000円未満	8,300	8,100
D4		71,000円以上 89,000円未満	10,900	10,700
D5		89,000円以上 107,500円未満	13,900	13,600
D6		107,500円以上 127,000円未満	17,500	17,200
D7		127,000円以上 145,000円未満	21,300	20,900
D8		145,000円以上 162,500円未満	25,000	24,500
D9		162,500円以上 180,500円未満	28,700	28,200
D10		180,500円以上 198,500円未満	32,300	31,700
D11		198,500円以上 216,500円未満	35,000	34,400
D12		216,500円以上 234,500円未満	36,100	35,400
D13		234,500円以上 258,500円未満	37,600	36,900
D14		258,500円以上 273,500円未満	38,700	38,000
D15		273,500円以上 289,000円未満	40,200	39,500
D16		289,000円以上 303,500円未満	41,300	40,500
D17		303,500円以上 333,500円未満	42,100	41,300
D18		333,500円以上 363,500円未満	42,800	42,000
D19		363,500円以上 393,500円未満	43,400	42,600
D20		393,500円以上 549,500円未満	44,100	43,300
D21		549,500円以上	44,800	44,000

※調整控除以外の各種税額控除前の税額を算定の根拠とします。

※年齢にかかわらず、生計を一にする子の最年長者から第1子として数え、多子区分を決定します。  
別居の兄弟であっても、生計を一にする場合(生活費・学資金・療養費等を送金している等)は該当しますので、住民登録を別にする兄弟がいる場合は保育課までお知らせください。

※年収360万円未満相当の要保護者世帯等については、軽減措置が適用されます。  
詳しくはしおりの「年収約360万円未満相当の要保護者世帯等への軽減について(P33)」をご覧ください。

※利用者負担額決定に必要な情報が確認できない場合は、最高額の階層区分で決定します。